

奈良県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成二十二年分の収支報告書について、大久保かずとしを支える168会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、平成二十三年十一月奈良県選挙管理委員会告示第七十七号（政治資金規正法に基づく収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年三月一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

大久保かずとしを支える168会の項1中「収入総額	300,000」を
「収入総額	74,697」に、
「本年収入総額	74,697」に改め、
「本年収入総額	74,697」に改め、
同項3中「寄付	300,000」を
「寄付	74,697」に、
「個人分	300,000」を「
個人分	74,697」に改め、
同項5を次のように改める。	

5 寄附の内訳

(個人分)

大久保一敏

74,697 北葛城郡王寺町